

# 道路交通法等の一部改正

運転中の携帯電話使用等に関する罰則等が強化されます！

令和元年12月1日施行

## 道路において交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等 【携帯電話使用等（交通の危険）】

### 現行の規定

- 罰 則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 点 数：2点
- 反則金：大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 原付 6千円

厳罰化

### 改正後

- 罰 則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 点 数：6点
- 反則金：なし（非反則行為のため、即罰則適用）

携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、**免許の効力の仮停止の対象**となります。

※免許の効力の仮停止… 警察署長が、免許の取消し・停止処分を待たずに、事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期として免許の効力を停止すること。

## 無線通話装置を通話のために使用し又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為 【携帯電話使用等（保持）】

### 現行の規定

- 罰 則：5万円以下の罰金
- 点 数：1点
- 反則金：大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 原付 5千円

厳罰化

### 改正後

- 罰 則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 点 数：3点
- 反則金：大型 2万5千円 普通 1万8千円  
二輪 1万5千円 原付 1万2千円

# 運転中携帯電話使用等の厳罰化以外の主な改正点

## 運転免許証の再交付対象の拡大

これまで運転免許証の再交付申請ができるのは、運転免許証の亡失や汚損等の場合に限られていましたが、改正後は、以下の場合も再交付申請ができるようになります。

- 運転免許証の記載事項変更の届出をした場合
- 免許条件を付加されたり変更された場合
- 運転免許証裏面備考欄に「記載事項変更」や「免許条件の付加・変更」の記載がある場合
- 運転免許証の写真を変更しようとする場合
- 公安委員会が相当と認める場合

## 運転経歴証明書の交付要件の見直し等

これまで運転経歴証明書の交付の申請ができるのは、運転免許証の自主返納者のみでしたが、改正後は、**運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した人についても、運転経歴証明書の交付申請が可能**になります。

また、これまで運転経歴証明書の交付の申請については、運転免許証の自主返納を行った都道府県公安委員会に対して行うこととされていましたが、改正後は、**運転経歴証明書の交付に係る申請先が申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会**となります。

## 駆動補助機付き乳母車の歩道通行を明確化

大きさが一定の基準を超える大型の駆動補助機付き乳母車に関し、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないことについて通行場所を管轄する警察署長の確認を受けたものは、歩行補助車として取り扱われ、**歩道を通行することが可能**になります。

## 大型自動二輪車の区分の変更等

これまで電動自動二輪車は、定格出力により大型自動二輪車と普通自動二輪車が区別されておらず、定格出力が0.60キロワットを超える電動自動二輪車は全て普通自動二輪車として区分されていましたが、改正後は、**定格出力が20.00キロワットを超える電動自動二輪車を大型自動二輪車に区分**することとなります。

また、これまでいわゆる「AT限定大型二輪免許」について、AT限定大型二輪免許で運転できるAT大型二輪車を総排気量0.650リットル以下に限定していましたが、改正後は、**総排気量の上限を設けない**こととなります。